

國學院大學学術情報リポジトリ

国語科教育における言語の機能：
戦後学習指導要領、高等学校段階を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-05-11 キーワード (Ja): 言語の機能, 言語の役割, 言葉の働き, 高等学校国語科, 戦後学習指導要領 キーワード (En): 作成者: 高山, 実佐 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000355

国語科教育における言語の機能

——戦後学習指導要領、高等学校段階を中心に——

高山実佐

1 はじめに

国語科では、話す・聞く・書く・読むことの力を言語活動を通して身につけていくのであるが、学習者が言語そのものを意識化することについて改めて問題にしたい。文字言語・音声言語を用いた理解と表現という二対四面の言語運用の力のみならず、マルチモーダル・リテラシーの必要性が言われる社会を生きる上で、言語とは何か、言語の機能をどのように考え、学習内容としているのかというテーマは国語科教育における大きな視点である。言語要素に関する、例えば、音や発声、漢字、表記、語彙・語句、文法・文・文章、言葉遣い、伝統的な言語文化、書写などは研究が進められ、それぞれの充実した実践も報告されている。各言語要素について、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の言語運用力と一体的に指導する立場にせよ、体系的に取り立てて指導する立場にせよ、授業の中でどのような学習が可能か論じられている。千々岩 (2020)⁽¹⁾は「国語科教育が言語教育であるという立場は一貫されている。」とし、学習指導要領における「言語要素・言語文化」の位置づけの変遷や目標・内容・教材研究法などについて整理している。が、国語科教育における言葉の働き・言語の役割といった言語の機能に焦点を絞り、通史的に検討した研究は管見の限りない。

たとえば、全国大学国語教育学会春期大会第122回筑波大会パネル・ディスカッション「国語教育と日本語研究の新しいかかわり方」において、森本 (2012)⁽²⁾は、「1 はじめに」で

これまで日本語研究の「言葉」という側面と国語教育の関連は、「言語事項」としての位置づけの中にいわば囲い込まれ、ある意味で矮小化^マ(?)されることがあったのではないだろうか。しかし、「言葉」は国語教育の根幹であり、国語教育の全体的な内容に深く関わるということは論を俟たない。(傍線部は稿者による、以下同様)

と述べ、さらに

応用的日本語学の中では、心理学的(チョムスキー的)な「言語習得」、すなわち種としての言語獲得能力の研究とは別に、社会的な「言語習得」すなわち「言語習熟」について考える必要がある。(略)それには言葉そのものへの意識付けが不可欠である。諸領域に亘って、具体的な言語表現を見据え、それらをしっかり使いこなせるようにする国語教育が求められると言える。

と、言葉が国語教育の根幹でありながら、「言語事項」に「囲い込まれ」「矮小化」されていることを問題にし、「言葉そのものへの意識付け」の重要性を述べている。言語学・日本語学の知見は、文法や漢字、語彙、表現の技法などの学習内容と関わっているが、そうした個々の言語要素を包摂する、言語そのものを考える学習が求められるというのである。そこには国語教育と日本語研究との連携が必要だと論じている。

このテーマは続く第123回富山大会に引き継がれ、「高等学校学習指導要領 平成21年3月」（以下、H21学指）の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について、パネル・ディスカッション「『国語の特質』をどう教えるか—国語教育研究と日本語学研究との連携—」が行われた。その中で島田（2013）⁽³⁾は、「国語の特質」について、

いずれの校種においても、①言語の役割・働きの理解に関する内容と、②日本語の「姿」の理解に関する内容が示されている。「国語の特質」としてまとめられた事項の具体的内容はこの二つに大別してとらえることができる。

と整理した上で、①に関する「言葉の特徴やきまりに関する事項」について以下のように説明している。

「言葉の特徴やきまりに関する事項」が、旧〔言語事項〕の内容を引き継ぎつつ、新たに「言葉の働きや特徴に関する事項」を加えて構成されているのは、中教審答申の「改善の具体的事項」が「認識や思考及び伝え合いなどにおいて果たす言語の役割や、相手に合わせた言葉の使い方や方言など、言語の多様な働きについての理解を重視する」と述べたことを受けていると考えられる。（略）いずれも基本的な言語の役割に気付くことを目指したものである。言語の役割に気付くとは、すなわち、言葉には何ができるか、言葉がないと何ができないか、言葉にしかできないことは何か、などに気付くということである。それらに気付くことは、やがて母語たる日本語を学ぶことの意義を理解することにもつながっていくだろう。

H21学指において新たに指導内容とされた「言葉の働きや特徴に関する事項」の背景を、中教審答申⁽⁴⁾から説明したものである。この答申では「教育内容に関する主な改善事項」として、第一に各教科等における言語活動の充実が挙げられていた。答申前段では、全教科を通して言語活動を実施する中で「言語の役割」や「言語の多様な働き」への理解が重視されていることを解説している。後段では、この「言葉の特徴やきまりに関する事項」が「言語の役割に気付くこと」を目指したものであると整理し、それは「日本語を学ぶことの意義」につながるものとして論じている。

いずれも言語そのもの、言語の役割への意識化を課題としていた。本稿では、こうした言語そのものへの気付き、言語の役割・働きの考える学習が、高等学校国語科教育においてどのように考えられていたか、また、位置づけられているのか、について考察するものである。まず「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）」（以下、H30学指）を確認する。次に、新制高等学校発足後の「昭和二十六年（一九五一年）改訂版 中学校高等学校学習指導要領 国語科編（試案）」（以下、S26（試案））から、通史的に学習指導要領に

において言語の機能がどのように記されているか、どこに置かれていたのかを整理する。このことにより高等学校段階の国語科教育における言語の機能について、法制上の説明と位置づけを考察できると考える。

なお、学習指導要領における「言語の役割・働き」「ことばのはたらき」「言葉の働き(機能)」などの用語は各期においてはそのまま使用し、本論では言語の機能という語で論じていく。また、引用文中の傍線部は全て稿者によるものである。

2 言語の機能への注目

—高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)文部科学省(以下、H30学指)—

ここでは、今回の学習指導要領における「言葉による見方・考え方」・「言葉の働き」の背景および「言葉の働き」の内容を確認する。なお、「(2)「言葉の働き」の内容」については、高山(2023)⁽⁵⁾を踏まえたものである。

(1) 言語への注目の背景

H30学指における国語科の目標は「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に(小中は「正確に」)理解し効果的に(小中は「適切に」)表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」から始まる。この「言葉による見方・考え方を働かせる」について、解説⁽⁶⁾では、

言葉による見方・考え方を働かせるとは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的としない国語科においては、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。

と説明されている。「言葉への自覚を高める」ことが小中高の国語科の目標としてまず掲げられているのである。このことは国語科の内容、授業における指導事項の筆頭「[知識及び技能](1)言葉の特徴や使い方に関する事項」に「言葉の働き」が掲げられ、小中高の系統性を貫いて置かれていることにも反映されている。

この「言葉による見方・考え方」や「言葉の働き」に関する事項が第一に掲げられたことの背景は言語能力に関する報告(2016)⁽⁷⁾より以下の3点に整理できる。

- ①「1. 言語能力の重要性」において、「言語能力は、国語科や外国語活動・外国語科のみならず、全ての教科等における学習の基盤となるものである。」とある。
- ②「2. 言語能力を構成する資質・能力について」「(1)言葉の働きと仕組みについて」で「日本語も外国語も、言語として共通の働き(機能)を持っている。」とある。
- ③「2. 言語能力を構成する資質・能力について」「(2)言語能力を構成する資質・能力の三つの柱について」では、

「i) 知識・技能

言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解、既有知識（教科に関する知識、一般常識、社会的規範等）に関する理解が挙げられる。特に、「言葉の働きや役割に関する理解」は、自分が用いる言葉に対するメタ認知に関わることであり、言語能力を向上する上で重要な要素である。」とある。

「①言語能力は全ての教科等の学習の基盤となるもの」であることを確認し、「②日本語・外国語に共通する言語としての働き（機能）」を例示し、さらに、「③特に、「言葉の働きや役割に関する理解」は、自分が用いる言葉に対するメタ認知に関わることであり、言語能力を向上する上で重要な要素である。」と、言葉の働き（機能）の重要性が述べられている。②の言語としての働き（機能）については次節（2）で後述するが、H30 学指において言語の機能は、全教科を通して言語能力の向上を図るために大きく注目され、国語科の指導事項の筆頭に明示されたのである。

(2)「言葉の働き」の内容

以下は、H30 学指における「言葉の働き」について小中高の系統性を一覧にしたものである。中学校段階では中1・中3に記載がなく、高校段階では選択「古典探究」に「言葉の働き」に関する記述はない。

小1・2	事物の内容を表す／経験したことを伝える
小3・4	考えたことや思ったことを表す
小5・6	相手とのつながりをつくる
中2	相手の行動を促す
現代の国語	認識や思考を支える
言語文化	文化の継承、発展、創造を支える
論理国語	言葉そのものを認識したり説明したりすることを可能にする
文学国語	想像や心情を豊かにする
国語表現	自己と他者の相互理解を深める

先の言語能力に関する報告（2016）⁽⁸⁾において、②言語としての働き（機能）について例示として「事物の内容、自分の考えや意図を伝える機能」「相手に行動を促す機能」「言語そのものを語るメタ言語的機能」の3点が挙げられていた。また、異なる見方として「他者に伝達する道具としての機能」と「内言語機能」の「二つに分けること」も示されていた。言語の機能に関しては言語学・心理学・哲学などの分野からさまざまな言説があるが、今回は、ヤコブソンの6分類【主情的機能】【働きかけ機能】【指示的機能】【詩的機能】【交話的機能】【メタ言語的機能】を参照していることが示されている⁽⁹⁾。以上より

- ・言語の機能3点として、i 伝える機能、ii 相手に行動を促す機能、iii メタ言語的機能
- ・異なる見方として、i 伝達する道具としての機能、ii 内的言語機能

と整理することができる。2020 年 4 月からの小学校での外国語必修化⁽¹⁰⁾に向けて「日本語も外国語も、言語として、同じ言葉の働き（機能）を持っている。」と述べられていたものを受け、言語の機能の内容が示されている。

今回の改訂の専門的作業協力者の一人でもある田中（2018）⁽¹¹⁾は、

「古典探究」を除く五科目すべてで、指導事項が掲げられている。それらは、A 認識・思考（現代の国語・論理国語）、B 想像・心情（文学国語）、C 相互理解（国語表現）、D 文化の継承・発展・創造（言語文化）の四つの側面に関して、それらを支えたり、豊かにしたり、深めたりする言葉の働きが述べられていると整理できる。

と「言葉の働き」の特徴を述べている。H30 学指では育成すべき資質・能力に応じた科目構成となり、各科目の指導事項が鮮明になった。その資質・能力に応じた言語の機能として学習されることが示されている。今回、「古典探究」以外の科目に置かれた「言葉の働き」であるが、「古典探究」においても古典語から現代語にいたる言語の機能を考える際、「D 文化の継承・発展・創造」は「言葉の働き」として置かれてもよいのではないか。実社会で使われないと敬遠される傾向のある古語も、言語文化の担い手となるためにその機能を学習の内容とすることも考えてみたい。

3 戦後、高等学校学習指導要領における言語の機能

ここでは新制高等学校発足後の「昭和二十六年（一九五一年）改訂版 中学校高等学校学習指導要領 国語科編（試案）」（以下、S26 学指（試案））から「高等学校学習指導要領 平成 21 年 3 月」（以下、H21 学指）まで全 8 期の高等学校学習指導要領において言語の機能がどのように位置づいているか、どのような内容として取り上げられているかを整理し検討する。具体的にはまず各学習指導要領国語科の目標、科目、言語の機能の位置を確認する。次ページの【表】は、学習指導要領における領域構成、科目、本文における言語の機能に関する用語、その位置づけを一覧にしたものである。次に、以下（1）～（8）では言語の機能がどのような内容として述べられているか、本文を参照し整理する。可能な限り解説をみることで言語の機能が示す内容を検討した。

（1）「昭和二十六年（一九五一年）改訂版 中学校高等学校学習指導要領 国語科編（試案）文部省」

中学校高等学校の両方を含むこの S26 学指（試案）は全十一章からなりその「第六章 国語科における文法の学習指導」に、言語の機能に関して「ことばのはたらき」「言語の機能」「言葉の持つ使命」という用語で以下 ①・②・③ の記述がある。

① 一 文法学習指導の意義

（略）われわれが忘れてならないことは、実生活に必要なことばのはたらきを身につける

【表】 戦後高等学校学習指導要領国語科における言語の機能

	西暦	学習指導要領	領域構成	科目 *太字は必修	語 (記載数)	位置づけ (記載箇所)
1	1951	昭和二十六年 (一九五一年) 改訂版 中学校高等学校 学習指導要領 国語科編(試案) 文部省	聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと (文法、漢文)	国語(甲)(必修)(9単位ないし10単位) 国語(乙)(2単位ないし6単位)／漢文(2単位ないし6単位)	「ことばのはたらき」(2) 「言語の機能」(1) 「言葉の持つ使命」(2)	第六章 国語科における文法の学習指導 一 文法学習指導の意義 三 文法学習指導の内容 四 文法学習指導の段階 〔高等学校〕
2	1955	高等学校学習指導要領国語科編 昭和31年度改訂版 文部省	読むこと、書くこと、聞くこと、話すこと (ア)音韻・文字・語い・表記法(イ)国語の特質、国語の変遷、国語と漢文の関係、国語国字問題(ウ)口語文法、文語文法(エ)国文学の変遷	国語(甲)(必修)(9単位ないし10単位) (共通全学年履修) 国語(乙)(2単位ないし6単位)／漢文(2単位ないし6単位)	「国語の特質」(1)	「国語(甲)」の(3)
3	1960	高等学校学習指導要領(文部省告示)	A(聞くこと、話すこと)、 (読むこと)、(書くこと) Bことばに関する事項	現代国語(必修)(7単位) 古典甲(2単位)または古典乙Ⅰ(5単位) (選択必修) 古典乙Ⅱ(3単位)	「ことばのはたらき」(2)	第1款 目標 3 ことばのはたらき 第2款 各科目 第1 現代国語 1 目標 (5) ことばのはたらき
4	1970	高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則(抄) 昭和45年10月 文部省	A聞くこと、話すこと B読むこと C書くこと ことばに関する事項	現代国語(必修)(7単位)／古典Ⅰ甲(必修)(2単位) 古典Ⅰ乙(5単位)／ 古典Ⅱ(3単位)	「言語の役割」(1)	第1 現代国語 3 内容の取り扱い (8) ことばに関する事項 イ
5	1978	文部省発表高等学校学習指導要領昭和53年(1978)改訂版	A表現 B理解 〔言語事項〕	国語Ⅰ(必修)(4単位) 国語Ⅱ(準必修)(4単位)／国語表現(2単位)／現代文(3単位)／ 古典(4単位)	「言語の役割」(1)	第1 国語Ⅰ 1 目標 2 内容 A 表現 B 理解 〔言語事項〕オ
6	1989	高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則(抄) 平成元年3月 文部省	A表現 B理解 〔言語事項〕	国語Ⅰ(必修)(4単位) 国語Ⅱ(4単位)／国語表現(2単位)／現代文(4単位)／現代語(2単位)／古典Ⅰ(3単位)／古典Ⅱ(3単位)／ 古典講読(2単位)	「言語の役割」(2)	第1 国語Ⅰ 1 目標 2 内容 A 表現 B 理解 〔言語事項〕オ 第5 現代語 2 内容 カ
7	1999	文部省告示 高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則(抄) 中等教育学校等関係法令(抄) 平成11年3月	A話すこと・聞くこと B書くこと C読むこと 〔言語事項〕	国語表現Ⅰ(2単位)または国語総合(4単位) (選択必修) 国語表現Ⅱ(2単位)／現代文(4単位)／ 古典(4単位)／古典講読(2単位)	「言語の役割」(2)	第1 国語表現Ⅰ 2 内容 オ 第3 国語総合 2 内容 〔言語事項〕 オ
8	2009	高等学校学習指導要領平成21年3月 文部科学省	A話すこと・聞くこと B書くこと C読むこと 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕	国語総合(必修)(4単位) 国語表現(3単位)／ 現代文A(2単位)／ 現代文B(4単位)／ 古典A(2単位)／ 古典B(4単位)	「言語の役割」(2)	第1 国語総合 2 内容 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 イ (ア) 第2 国語表現 2 内容 (1) カ
9	2018	高等学校学習指導要領(平成30年3月告示) 文部科学省	〔知識及び技能〕(1)言葉の特徴や使い方に関する事項(2)情報の扱い方に関する事項(3)我が国の言語文化に関する事項 〔思考力、判断力、表現力等〕話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと	現代の国語／言語文化(ともに必修)(各2単位) 論理国語(4単位)／ 文学国語(4単位)／ 国語表現(4単位)／ 古典探究(4単位)	「言葉の働き」	「古典探究」を除く5科目全ての 〔知識及び技能〕 (1)言葉の特徴や使い方に関する事項 ア

ことが、文法学習の目的であるということである。(略) 文法の学習指導の意義は、ことばのきまりそれ自身を知ることではなく、生徒の日常生活におけることばのはたらきをいっそう正しく効果的にすることにある。つまり、文法の学習は、自分の言語生活を反省する能力を養い、同時に表現とことばの選択のこつを習得させるという実質的意義を持つものである。

文法学習指導の意義を文法上の用語・規制などの「ことばのきまりそれ自身」を学ぶことより「ことばのはたらき」を身につけることだとしている。ただし、ここでの「ことばのはたらき」は言語の機能のみを意味するのではなく、話す・聞く・書く・読むの言語運用を指し、言語生活全体につながるものだと考えられる。

② 三 文法学習指導の内容

文法は国語を学習する場合にはいつでも学習されている。ただそれがことばづかいを反省して、言語の機能を知り、それを普遍的な法則にまとめていくときに文法教育がはじまるのである。(略) 中学校・高等学校の文法学習指導に際しては、次のような内容が考えられる。((一)～(五)は略)

(六) 進んで、文法体系を授けて、ことばの構造を明らかにし、また、古典を理解するために文語法の大要を学ばせる。言語の変遷、日本語と外国語との比較、言語と思考、言語と文化、言語と文学、国語表記上の特殊性、ことばの持つ使命などについても、適当な機会を求めて理解させるように配慮する。

③ 四 文法学習指導の段階

[高等学校] 高等学校では、今までに学習した文法のすべてについて復習し、その知識と能力とを確かにし、これを深めていくとともに、さらに、体系的にことばの構造を明らかにする。言語と思考、言語と社会、外国語との比較、ことばの持つ使命などの事からについても理解させるようにする。(略)

S26 学指(試案)では、言語の機能は「文法」の学習指導に含まれていた。②・③においてはことば遣いなどの言語要素に関する学習のみならず、「言語の機能」を知ること、「ことばの持つ使命」を理解することへの配慮が挙げられている。③では特に高等学校の段階において、言語の機能など言語についてメタ的に理解することが求められている。

(2)「高等学校学習指導要領国語科編昭和31年度改訂版 文部省」(以下、S31 学指)

試案が外れ、基準性をもつ S31 学指は昭和30年12月に発行された。前後の S26 学指(試案)や S35 学指などで使用されている「ことばのはたらき」などの用語は見られない。言語の機能に関する内容は、「国語(甲)」(必修)で指導する内容の「(1)読むこと、書くこと」「(2)聞くこと、話すこと」に続く(3)に以下のように「国語の特質」がある。ここに言語の機能に関する内容が含まれていると考えられる。

第3章 国語科国語（甲）

2 内容（(1) (2) は略）

(3) (1)・(2) の読むこと、書くこと、聞くこと、話すことの学習に関連して、(ア) 音韻・文字・語い・表記法 (イ) 国語の特質、国語の変遷、国語と漢文との関係、国語国字問題 (ウ) 口語文法、文語文法 (エ) 国文学の変遷などを学習させる。これらは、それぞれまとめて適当な時期に指導することも考えられる。

(3)「高等学校学習指導要領（文部省告示）」（以下、S35 学指）

昭和 35 年 10 月に告示されたこの S35 学指では国語科の内容が、戦前期の中等学校・高等女学校教授要目による科目構成や戦後のこれまでの学習指導要領と大きく異なり、初めて現代国語と古典に分かれた。言語の機能に関する内容は「ことばのはたらき」と記述され、教科の目標と科目「現代国語」の目標・指導事項の以下 ①・② の 2 カ所に記されている。

① 第1節 国語

第1款 目標

- 1 生活に必要な国語の能力を高め、言語文化に対する理解を深め、思考力・批判力を伸ばし、心情を豊かにして、言語生活の向上を図る。
- 2 経験を広め、知識を求め、教養を高めるために、また、思想や感情を人に伝えるために、目的や場にに応じて正しく的確に理解し表現する態度や技能を養う。
- 3 ことばのはたらきを理解させ、国語に関する知識を高め、国語に対する関心や自覚を深めて、国語を尊重し、その発展に寄与する態度や習慣を身につけさせる。

この S35 学指以降、解説が確認できるが、その中で上記の教科全体の目標について「言語の機能」の語を用いながら以下のように説明されている。

目標を設定した基礎的な考え方には、言語の機能に対する考え方と国語科の指導をどのような事実と考えるかがある。

まず、言語の機能については、それが人間のあらゆる生活を達成するための重要な手段、媒介としての役目をもっているということを、国語科の指導では留意するのである。ここにいう生活には、日常卑近な衣食住の生活をはじめ、高度の文化の創造伝承を含めているのであって、言語は常にそれらの人間生活の手段や要素となり、それらに奉仕するものであり、目的や場ということを重んじるのである。したがって、言語の機能がじゅうぶんに発揮されるようにすることは、それがあらゆる人間生活の達成の基であるという意味で、重要なことであって、国語科の指導の必要性が主張される根元はそこにあるといえることができる。言語の機能が手段的であるということは、言語のもつ意味、用法を無視することでもなく、言語の教育の価値や意義を減殺することになるのでもなく、手段的であるために、その教育にいっそう重要性を増すもの

と見なければならない。同時に、その機能が手段的であるということには、現在の問題として考えられなければならないと同時に、国語をよりよいものにしていくという将来の問題が、課せられているのである。(以下、国語科の指導については略)

国語科は、表現理解の実践の教育とするとき、それは、理解する者、表現する者の教育、すなわち人間教育を離れては成立しえないものである。国語科における人間形成は、すぐれた教材を与えて、生徒の心情を豊かにすることによって成就するものであると同時に、表現理解において相手を尊重し、言語の社会的機能を自覚させることによって、すぐれた言語の実践者を教育するところに、人間形成の重要な意味がある。目標を設定する上で、「言語の機能」と国語科の指導のあり方を考えている。ここでは「言語の機能」は「人間のあらゆる生活を達成するための重要な手段、媒介としての役目をもっている」ものであるとし、この生活とは、日常卑近な衣食住の生活・高度の文化の創造伝承を含めた生活のことである。「言語の機能」が、そうしたあらゆる人間生活の手段、要素であるということ、手段的であるところに重要性があり、また現在の問題でもあり、そこに将来の国語への発展を含むと説く。さらに表現理解において相手を尊重することや「言語の社会的機能」を自覚することによって、すぐれた言語の実践者となるという。「言語の機能」の重要性が強調されている。その手段的であることの問題も示され、さらに「言語の社会的機能」の自覚が人間形成に資するものであると述べられている。

② 第1 現代国語

1 目標 ((1)～(4)は略)

(5) ことばのはたらきを広く理解し、国語に関する知識を確実に身につけるとともに、国語への関心や自覚を深めて、国語を尊重し、その発展に努める態度や習慣を確かにする。

2 内容 A 聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと

(ことばに関する事項)

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの学習を通して、ことばに関する次のような指導を行なう。

(1) 次の事項について指導する。

ア ことばには一定のきまりがあって、思想、感情、知識、情報などを伝達するはたらきのあることについて理解すること。

イ ことばには生活や文化を築くはたらきや役割のあることについて考えること。

(ウ～カは略)

教科の目標を受けて科目「現代国語」(必修)の目標(5)に、ことばのはたらきの理解が挙げられ、指導内容B(1)ア・イとして具体的な言語の機能が記されている。このS35学指で言語の機能は、「ア思想、感情、知識、情報などを伝達するはたらき」と「イ生活や文化を築くはたらきや役割」の2種類で考えられている。

解説において「伝達するはたらき」については目的や場、文脈に応じたことばの指導が説かれ、「生活や文化を築くはたらきや役割」についてはその向上のためにことばが大きく寄与することへの自覚、また、文化・生活の奥底にある各人の思考活動の重視が述べられている。さらに、このことばの「はたらき」への自覚について「ふだん無意識に使っていることばについて、特にその機能について考えることは、相当程度の高い知的作業である。中学校の生徒では、いろいろなきまりを覚える力はあるけれども、その意味を本質的に深く考えることは一般的にはまだ無理である。高等学校の生徒では、それがある程度可能であり、必要である。」と、S26年学指（試案）を引き継いでいる。高校生という発達段階において言語の機能について「本質的に深く考えること」が必要であると述べられている。

(4)「高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則（抄）昭和45年10月 文部省」
（以下、S45学指）

このS45学指もS35学指と同様、現代国語と古典の2領域で構成されている。言語の機能に関する記述として、本文中には科目「現代国語」（必修）の「3(8)ことばに関する事項」に「言語の役割」という一語のみがある。

第1 現代国語 3 内容の取り扱い

(8) ことばに関する事項については、次の事項に配慮して指導するものとする。

ア 文章、文、語句などについては、中学校の指導の上に立って、内容のA、B、Cの指導の中で深めるようにすること。

イ 言語の役割、国語の変遷、国語の特質などについては、主として内容のBの指導の中で触れるようにすること。

内容のA、B、Cとはそれぞれ「A 聞くこと、話すこと」「B 読むこと」「C 書くこと」なので、「言語の役割」は読むことの指導の中で学習することになる。S45学指ではこの「イ 言語の役割」に関して以下の内容が解説されている。

ここで「言語の役割」というのは、言語のもついろいろなはたらきを広くさしたものである。「言語の役割」については、いろいろな考え方がある。たとえば、人間が言語をもつことの意味として、個人的、社会的、文化的などの面から考えたり、伝達・思考・創造などの機能として考えたりする。その他、認識や記憶に関するはたらき、感情を制御し醇化するはたらき、人間関係をよくし社会を調整するはたらき、伝統を維持するはたらきなどをとりたてて問題にすることもできる。

「いろいろな考え方」があるとしつつ、

- i 人間が言語をもつことの意味として、個人的、社会的、文化的などの面
- ii 伝達・思考・創造などの機能
- iii 認識や記憶、感情の制御、人間関係・社会の調整、伝統の維持を行うはたらき

と「たとえば」と紹介している。S35 学指までと比べ具体的で詳細な説明となっている。

この S45 学指では教科の目標が 5 項目に整理されており、本文中には言語の機能に関する用語は使われていない。が、解説においては教科の目標が上記「i」の「個人的、社会的、文化的などの面」を受け持つものであると以下のように記されている。

国語科の目標は、総括的な目標と 1 から 5 までの具体的な目標とから成り、具体的な目標の 1 は、国語科の学習活動の基本に関するものであり、2, 3, 4 は 1 の目標を受けて、それぞれ言語の機能の個人的な面、社会的な面、文化的な面を受け持っている。5 は、ことばに関するものである。(1, 5 については略)

2 国語による理解と表現を通して、思考力・批判力を伸ばし、心情を豊かにする。

これは、言語の機能の個人的な面を述べている。(略)

3 国語による伝達を効果的にして社会生活を高める能力を伸ばし態度を養う。

これは、言語の機能の社会的な面を述べている。これは「国語による伝達を効果的にして社会生活を高める能力を伸ばすこと」と「国語による伝達を効果的にして社会生活を高めようとする態度を養うこと」との二つのことをさしている。(略)

4 言語文化を享受し創造するための基礎的な能力を伸ばし態度を養う。

これは、言語文化に関するもので、中学校国語の具体的な目標の 4 を高めたものである。これは「言語文化を享受し創造するための基礎的な能力を伸ばすこと」と「言語文化を享受し創造するための基礎的な態度を養うこと」との二つのことをさしている。(略)

以上の、科目「現代国語」の言葉に関する事項における言語の機能と、教科目標とを検討すると、S45 学指においては言語の機能を

- ①個人的な面—思考力・批判力・心情の豊かさ、認識や記憶、感情の制御、生徒の精神的な成長などに関わる。
 - ②社会的な面—伝達、人間関係・社会の調整、相互の通じ合い・コミュニケーションの能力と態度、社会的適応力、社会の向上を図る協力などに関わる。
 - ③文化的な面—言語文化の享受と創造についての能力と態度、伝統の維持などに関わる。
- という三つの面で捉え、国語科の目標を支えるものとしていたと整理することができる。

(5) 文部省発表高等学校学習指導要領昭和 53 年（1978）改訂版（以下、S53 学指）

S53 学指では必修科目が「国語 I」となった。現代文と古典との総合化がなされ、また、S26 学指（試案）以降 4 期にわたり、話す・聞く・書く・読むの言語運用面により構成されていた領域が表現と理解という 2 領域に整理されたり、表現力の向上を目指し、初めて科目「国語表現」（選択）が新しく設けられたりした。言語の機能に関する記述としては、本文中に科目「国語 I」（必修）の「2 内容」の「〔言語事項〕オ」に「言語の役割」という一語のみがある。

第1 国語Ⅰ 2 内容 A 表現／B 理解

〔言語事項〕

国語の表現と理解に役立てるため、次の事項について指導する。(ア～エは略)

オ 言語の役割、国語の特質などを理解すること。

この〔言語事項〕は「A 表現」「B 理解」の2領域と並ぶ領域ではなく、言語行為としての表現と理解に役立てるための基礎的な〔事項〕として位置づけられている。その最後に「オ」として「言語の役割」の理解が置かれている。解説では、S45 学指「現代国語」のものが踏襲されている。S45 学指では言語の機能が教科目標を支える三つの面として解説されていたが、S53 学指では教科目標、各科目の指導内容など他の箇所において言語の機能に関する記載は見られない。

(6)「高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則(抄) 平成元年3月 文部省」

(以下、H元学指)

H元学指は、必修科目「国語Ⅰ」や表現と理解との2領域構成といったS53学指を承けた内容であるが、必修科目以外にこれまでで最多の7科目の選択科目が置かれた。ここでは特に「国語Ⅰ」(必修)における〔言語事項〕の内容を補充・深化・発展させる科目として置かれた「現代語」(選択)が注目される。言語の機能に関する記述として、本文には「国語Ⅰ」と「現代語」の以下①・②の2カ所に「言語の役割」という語がある。

① 第1 国語Ⅰ 2 内容 A 表現／B 理解

〔言語事項〕

国語の表現と理解に役立てるため、次の事項について指導する。(ア～エは略)

オ 言語の役割、国語の特質などを理解すること。

② 第5 現代語 2 内容 (ア～オは略)

カ 現代の国語の成り立ちや特質、言語の役割などについて理解を深めること。

「国語Ⅰ」(必修)の解説ではS45学指「現代国語」、S53学指「国語Ⅰ」の内容が踏襲されている。

「現代語」(選択)の解説では「国語Ⅰ」と関連させながら「現代の国語の」と学習の範囲を限定し、指導内容の深化、発展を図るとしている。「言語の役割」については、

言語が人間生活、社会生活でどのような役割を果たしているか、言語が文化の発展にどのように関わっているかなど、様々な問題を取り上げることができる。この事項では、学問的に高度な知識を取り扱うことが目的ではなく、現代社会における言語の役割を考えさせることが大切なのである。また、映像との対比において言語の役割を考えるという発展的指導も考えられる。

とある。S45 学指の教科目標にあった言語の機能の三つの面、人間生活、社会生活、文化の発展との関係が引き継がれている。また、現代社会において「言語の役割」を考えると大切だと強調されている点、映像との対比から「言語の役割」を考えるとという発展的指導について述べられている点に、選択科目「現代語」の特徴をみることができる。

(7)「文部省告示 高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則（抄）中等教育学校等関係法令（抄）平成 11 年 3 月」（以下、H11 学指）

H11 学指では、再度、S45 学指までと同様の話す・聞く・書く・読むの言語運用に基づいた領域構成となった。表現を重視した S53 学指・H 元学指を承け、表現領域の「話す」「書く」が理解領域の「聞く」「読む」の前にそれぞれ置かれている。また、「ゆとり」ある教育の中で「生きる力」の育成を図ることが謳われ、「国語表現Ⅰ」または「国語総合」の 2 科目が選択必修とされた。言語の機能に関する記述として、本文中では「国語表現Ⅰ」（選必）と「国語総合」（選必）の以下 ①・② の 2 カ所に「言語の役割」という語がある。

① 第 1 国語表現Ⅰ 2 内容（ア～エは略）

オ 国語の表現の特色，語句や語彙の成り立ち及び言語の役割について理解を深めること。

② 第 3 国語総合 2 内容

〔言語事項〕

話すこと・聞くこと，書くこと及び読むことの指導を通して，次の事項について指導する。（ア～エは略）

オ 国語の成り立ちや特質，言語の役割などを理解すること。

「国語表現Ⅰ」の「2 オ」の解説では

「言語の役割」については、言語が人間生活、社会生活でどのような役割を果たしているか、言語が文化の発展にどのようにかかわっているかなど、様々な問題を取り上げることができる。言語の機能は、例えば、認識、思考にかかわる機能、表現、伝達にかかわる機能、そして記録、創造にかかわる機能の三つに分類できる。これらは、個人の内部における領域、対人的な領域、社会的な領域、芸術活動の領域、生産や流通など経済活動の領域などで実現される。言語の役割についての学習に当たっては、生徒の身近な言語生活の経験を通して具体的に考え理解を深める学習活動を構成することが必要である。例えば、話し合い、会議での発言、手紙・メモ・電話などの通信といった日常の言語活動の中から、あいさつ、質問・応答、依頼・応諾、主張・反論などの表現を例として、それらの言語としての役割について理解を深めるなどである。

と記述されている。S45 学指・S53 学指・H 元学指で解説されていたものを

- i 人間生活、社会生活、文化の発展とのかかわり

ii 認識・思考にかかわる機能、表現・伝達にかかわる機能、記録・創造にかかわる機能の三つの機能

iii 個人内部の領域、対人的な領域、社会的な領域、芸術活動の領域、生産や流通など経済活動の領域などでの実現

と、言語について「i かかわり」の面から、言語のもつ「ii 機能」から、言語の使用される「iii 領域」から再整理している。さらに学習指導として、日常の言語活動の中の表現例を具体的に示し、言語生活の中で理解を深めることが詳細に記されている。解説の「4 内容の取扱い」では、「言語表現の役割」という語を用いて

内容のオの「言語の役割」の指導に当たって、現代社会における言語生活の在り方や言語表現の役割について考えさせるようにすることについて述べている。(略) 言語表現の中には、様々な種類の文章表現や音声言語表現がある。特に最近では、映画、テレビ、ビデオだけでなく、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の開発が進み、現代社会における言語表現の役割が大きくなってきている。このような情報手段も、授業の中に幅広く取り入れ、多様で魅力ある学習が行われることが求められている。

と、「言語表現の役割」における多様な文章言語表現、音声言語表現を挙げ、コンピュータなどの情報手段も取り入れる学習が求められていた。

「国語総合」における「言語の役割」の解説は S45 学指「現代国語」・S53 学指「国語 I」・H 元学指「国語 I」を踏襲したものであった。

(8)「高等学校学習指導要領平成 21 年 3 月 文部科学省」(以下、H21 学指)

教育基本法改定(平成 18 年 12 月公布・施行)、OECD(経済協力開発機構)の PISA 調査結果などを受けた H21 学指において、必修は再度「国語総合」1 科目となった。領域構成に変化はないが、これまでの〔言語事項〕が〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に変わり、小中高を貫いて伝統的な言語文化が位置づけられることになった。また、〔言語事項〕において話す・聞く・書く・読むの各領域の内容に関連の深い項目はそれぞれの領域の「内容(2)」に「言語活動例」として位置づけられた。言語の機能に関する記述として、本文中では「国語総合」(必修)と「国語表現」(選択)の以下 ①・②の 2 カ所に「言語の役割」という語がある。

① 第 1 国語総合 2 内容

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(1)「A 話すこと・聞くこと」,「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。(アは略)

イ 言葉の特徴やきまりに関する事項

(ア) 国語における言葉の成り立ち、表現の特色及び言語の役割などを理解すること。

((イ)は略)

② 第2 国語表現 2 内容

(1) 次の事項について指導する。(ア～オは略)

カ 国語における言葉の成り立ち、表現の特色及び言語の役割などについて理解を深めること。

「国語総合」(必修)の解説では、S45 学指「現代国語」以降の「ことばに関する事項」[言語事項]をほぼ踏襲した内容であるが、「ii 認識・思考にかかわる機能、表現・伝達にかかわる機能、記録・創造にかかわる機能」と三つに分類していた機能が「認識、伝達、思考、想像などを支える機能」と四点に変わり、また、「iii 個人内部の領域、対人的な領域、社会的な領域、芸術活動の領域、生産や流通など経済活動の領域」に「古典など歴史的な領域」が追記されている。

「国語表現」(選択)の解説では、「言語の役割」に関して「現代社会における言語生活の在り方について考えさせるようにする」と、配慮すべき事項が記されている。

現在使われている生きた言葉、実際に生活で用いている言葉がどのような特質を示しているか、どのような問題点をもっているかなどについて考察を深め、改善の方向を探ることである。具体的には、いわゆる若者言葉や流行語などについてしっかりとした考え方や態度を示すこと、外来語や外国語を使用する際に、その意味を十分吟味し、相手に分かるかどうかを判断すること、社会生活において待遇表現が適切かつ効果的に使われているかどうかを考えることなどを通して、自他の言語生活を常に意識的に見つめ直すという習慣を身に付けさせることなどが挙げられる。また、言語が社会生活で実際にどのような機能を果たしているか、言語が文化の発展にどのようなにかかわっているかなどについて取り上げることもできる。言語生活の中には、様々な種類の文章表現や音声言語表現がある。特に最近では、新聞、テレビ、映画、ビデオだけでなく、コンピュータや情報通信ネットワークなども普及し、言語表現の有り様も大きく変化してきている。

と、現在の社会・生活で使われている言葉の特質や問題点、例として若者言葉や流行語などを挙げ、それらについて考察すること、また、自他の言語生活や社会生活における言語の機能や文化の発展とのかかわりを考えることが述べられている。文章表現や音声言語表現、コンピュータなどに関しては、H11 学指「国語表現Ⅰ」(選必)を踏襲している。

4 まとめ

言語の機能に関して、既に S26 学指(試案)で「言語の機能」を知ること、特に高等学校段階で「ことばの持つ使命」を理解することが求められていた。続く S31 学指を経て、S35 学指では教科目標の3点目「3 ことばのはたらきを理解させ(略)」と挙げられ、言語の機能は「人間のあらゆる生活を達成するための重要な手段、媒介としての役目を

もっている」と、その重要性が強調されている。また、「現代国語」(必修)において言語の機能は「思想、感情、知識、情報などを伝達するはたらき」と「生活や文化を築くはたらきや役割」の2種類で考えられていた。

S45学指でも言語の機能は教科目標を支えるものと解説されていた。教科の目標5項目

- 1 国語によつて的確に理解し表現する能力と態度を養う。
- 2 国語による理解と表現を通して、思考力・批判力を伸ばし、心情を豊かにする。
- 3 国語による伝達を効果的にして社会生活を高める能力を伸ばし態度を養う。
- 4 言語文化を享受し創造するための基礎的な能力を伸ばし態度を養う。
- 5 国語に対する認識を深め、言語感覚を豊かにし、国語を愛護してその向上を図る態度を養う。

のうち、「2」～「4」の3項目は、言語の機能の「①個人的な面」「②社会的な面」「③文化的な面」との関係から位置づけられている。解説では、

①個人的な面—思考力・批判力・心情の豊かさ、認識や記憶、感情の制御、生徒の精神的な成長などに関わる。

②社会的な面—伝達、人間関係・社会の調整、相互の通じ合い・コミュニケーションの能力と態度、社会的適応力、社会の向上を図る協力などに関わる。

③文化的な面—言語文化の享受と創造についての能力と態度、伝統の維持などに関わる。

と整理されている。以降、言語の機能に関してこの三点から説明されるようになった。

また、「現代国語」(必修)においては読むことの指導の中でふれることとされ、

i 人間が言語をもつことの意味として、個人的、社会的、文化的などの面

ii 伝達・思考・創造などの機能

iii 認識や記憶、感情の制御、人間関係・社会の調整、伝統の維持を行うはたらき

と、具体的に詳細な説明がなされている。S45学指は戦後の国語科教育において言語の機能を考える上で一つの到達点とみなすことができる。

S53学指はS45学指が踏襲され、H元学指「現代語」(選択)では初めて音声言語・文字言語のみではない映像との対比から言語の機能を考えるという発展的指導が述べられた。以降、H11学指、H21学指でもコンピュータなどの情報手段と言語の機能との関係が記されている。H11学指、H21学指における言語の機能については、文言が追記・再整理されつつH45学指の「i」～「iii」の枠組みが引き継がれている。

H30学指では、教育課程部会⁽¹²⁾での言語の機能、i 伝える機能、ii 相手に行動を促す機能、iii メタ言語的機能、の3点、また、伝達する道具としての機能と内的言語機能との2点による見方が外国語との関連から示されている。高等学校では各科目の指導事項が鮮明になり、育成すべき資質・能力に応じた言語の機能、A 認識・思考(現代の国語・論理国語)、B 想像・心情(文学国語)、C 相互理解(国語表現)、D 文化の継承・発展・創造(言語文化)⁽¹³⁾を学習することとされた。

5 おわりに

今回は、S26 学指（試案）から H30 学指において、言語の機能がどのように位置づけられ、その内容が解説されてきたのか検討した。教科全体の目標に明示されていたり、目標自体が言語の機能に関することであったり、また、H11 学指「国語表現Ⅰ」や H21「国語表現」では言語生活との関わりの中で言語の機能を考えるべきことが繰り返し述べられていた。現行 H30 学指にいたる戦後高等学校国語科において、言語の機能への温度差や「様々な面から考えられる」と述べられる、統一した見解の難しさなどが確認できた。

今後は、高等学校国語科教科書における言語の機能の扱いや、戦前の国語科における位置づけなどについてさらに調査、考察を進めたい。

注

- (1) 千々岩弘一 (2020)「七 「言語要素・言語文化」の指導」(『新しい国語科教育学の基礎』2020.10.1、溪水社、山元隆春・難波博孝・山元悦子・千々岩弘一、P275～P322)
- (2) 森本卓郎 (2012)「国語教育と日本語研究のさらなる協働をめざして」(『国語科教育』第七十二集、2012(H24).9.30、[パネル・ディスカッション 提案2] P11～13)
- (3) 島田康行 (2013)「「国語の特質」をどうとらえ、どう教えるか—日本語学研究を背景として—」(『国語科教育』第七十三集、2013(H25).3.31、[パネル・ディスカッション 提案1] P6-8)
- (4) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」(平成 20 年 1 月 17 日)
- (5) 高山実佐 (2023)「「言語文化」教科書における言語教材—「言葉の働き」に着目して—」(第 145 回全国大学国語教育学会信州大会ラウンドテーブル)
- (6) 文部科学省『学習指導要領（平成 30 年告示）解説 国語編』（平成 31 年 2 月 21 日、東洋館）P23
- (7) 「教育課程部会 言語能力の向上に関する特別チームにおける審議の取りまとめ（報告）」(平成 28 年 8 月 26 日)
- (8) 注(7)に同じ
- (9) 教育課程部会「言葉の働き（機能）と仕組みについて」（言語能力の向上に関する特別チーム、平成 28 年 3 月 3 日）
- (10) 3・4 年生については必修化 35 時間、5・6 年生については教科化 70 時間
- (11) 田中牧郎 (2018)「言葉に関する指導事項について」『日本語学』2018.11 月号、vol.37-12、P80-90
- (12) 注(7)に同じ
- (13) 注(11)に同じ

